居宅療養管理指導重要事項説明書

1．事業者概要

（1）事業者名称　　医療法人　津高台グリーン歯科

（2）事業所の所在地　岡山県岡山市北区津高１０１０－１

（3）代表者名　　磯島　大地

（4）電話番号　　０８６－２５１－２１５５

2．事業の目的と運営方針

要支援・要介護状態等にある利用者が、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による居宅療養管理指導を受けることを目的とします。

また、ケアマネージャーに居宅サービス計画等の作成に必要な情報提供を行うとともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。

3．指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容

（1） 利用者または家族の方からの介護全般に関する相談等。

（2） ケアマネージャー等への居宅サービス計画作成等に必要な情報の提供。

（3） 利用者または家族の方への居宅サービス利用上の留意事項や介護方法、その他療養生活向上の為の指導・助言等。

4．職員等の体制

歯科医師	常勤２名	月、火、水、木、金　９時～１８時 30 分 土　９時～１７時 日・祝日　休日
歯科衛生士	常勤２名 非常勤３名	

5．利用料

（1） 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合 医療保険にかかる費用とは別に 1 か月に 2 回を上限として以下の利用料を徴収させていただきます。

・単一建物居住者 1 人に対して行う場合(1 回につき):517 単位

・単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合(1 回につき):487 単位

・単一建物居住者 10 人以上対して行う場合(1 回につき):441 単位

（2） 歯科衛生士が実地指導を行った場合は「歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費」 として、1 か月に 4 回を限度として以下の利用料を徴収させていただきます。

・単一建物居住者 1 人に対して行う場合(1 回につき):362 単位

・単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合(1 回につき):326 単位

・単一建物居住者 10 人以上対して行う場合(1 回につき):295 単位

＊公費制度により負担金が補助される場合もあります。

＊1 単位 10 円

6．苦 情 処 理

介護サービス等全般にかかわるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては以下の連絡先をご紹介する等対応させて頂きます。

・岡山市介護保険課(TEL０８６-８０３-１２４０）
・岡山県国民健康保険団体連合会(TEL０８６-２２３-８８１１）
・岡山市事業者指導課 （TEL０８６-２１２-１０１２）

7．事故発生時等における対応方法

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、速やかに後見人及びご家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

8．虐待防止のための措置

ご利用者の人権の擁護、虐待等の防止の為、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施致します。

9．成年後見制度の活用支援

ご利用者との適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ成年後見人制度の活用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

10. 守 秘 義 務

歯科医師及び歯科衛生士には利用者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。

11. その他運営に関する重要事項

(1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
(2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。